

2019.8

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

パソコン使用中に表示される警告や警告音に騙されないで

【相談事例】

パソコン使用中に、突然「ウィルスに感染した。至急連絡を」という内容と電話番号が表示された。慌ててその番号に電話すると片言の日本語で「セキュリティがおかしいので対策が必要」と言われた。3年のサポート契約で7万4000円と言われ、クレジットカードの番号を聞かれたが、クレジットカードは持っていないと伝えると「人から借りて」などと言われたので不審に思い電話を切った。画面は表示されたままだが本当にウィルスに感染したのだろうか。

【アドバイス】

事例は実際には異常がないにもかかわらず、消費者の不安をあおって電話をかけさせ、不要なセキュリティソフトなどの契約をさせる手口です。警告音が鳴り警告表示がでてもウィルスに感染しているわけでは

ありません。慌てて相手に電話をせず、その画面を閉じるか電源を落としましょう。

心配であれば、プロバイダなどのサポート契約をしている人は、プロバイダに連絡しチェックしてもらうとよいでしょう。

画面が消えない場合は、情報処理推進機構（IPA）に相談しましょう。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



2019.9

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

消費者ホットライン188を知っていますか

【事例 1】

土曜日に屋根の点検に来た業者から「このままでは雨漏りする」と言われ、慌てて工事の契約をした。よく考えると代金が高すぎるのではないか。クーリング・オフをしたいと思うが、やり方がわからない。

【アドバイス】

事例は訪問販売に該当するため、契約書面を受け取って8日以内であれば、無条件解約であるクーリング・オフができます。平日に柳川・みやま消費生活センターに電話しても十分間に合いますが、不安なときは消費者ホットライン188を利用してください。

消費者ホットライン188（局番なし）は、ガイドブックに従い、自宅の郵便番号を入力することで、全国どこからでも居住地域の消費生活センターに繋がります。柳川・みやま消費生活センターが開所していない土日などでも、時間帯によっては福岡県消費生活センターや国民生活センターにつながる場合があります。お急ぎのときは一人で悩まず、消費者ホットライン「188（いやや）」に相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



1人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは一人で抱え込まないで、消費者ホットライン「いやや（局番なしの188）」まで電話してください。